

農業情報創成・流通促進戦略

平成26年6月3日
高度情報通信ネットワーク
社会推進戦略本部決定

1. 戦略策定の背景と趣旨

我が国農業の高齢化および後継者不足等の深刻な課題を契機として、産学官が一体となり農業情報の創成・流通の大幅な促進に関する先駆的な取組の推進・展開を図る。これにより、農業分野におけるIT導入による情報利活用の取組が世界的に進展しつつある中で、我が国が最先端を達成する。

我が国の農業分野では大規模経営体を中心に様々な場面でIT導入による情報の利活用の取組が進んできており、農業をビジネスチャンスと捉え新規参入した農業法人等において、従来の人から人へのノウハウの伝承を代替する、ノウハウの効率的な伝承の手段としてもITの活用が模索されている。

現時点では、農業分野の情報創成・流通に関し様々な課題が存在するが、これらの課題を克服し、農業分野において広範な情報創成・流通を実現することは、情報の多様な連携や新たな情報利活用ビジネスの創出・新たなソリューションの構築、そして次世代を担う新たな価値創造をもたらす、我が国農業分野全体の産業競争力強化をもたらすイノベーションの牽引を可能にすると考えられる。

こうした状況を踏まえ、我が国農業の産業競争力強化を達成するため、農業情報を利活用しようとする農業者の権利に留意しつつ、農業分野全体における広範な情報創成・流通を促進させるための、農業情報の相互運用性等の確保に資する標準化や情報の取扱いに関する政府横断的な戦略を策定し、これを踏まえた取組を推進することとする。

2. 我が国農業の産業競争力強化のための具体的取組

2.1 農業情報創成・流通促進戦略推進のための基盤的取組

農業情報創成・流通促進戦略（以下、「本戦略」という。）推進のための基盤的取組として以下の取組を行うこととする

2.1.1 本戦略に基づくガイドラインの策定

本戦略に基づき、率先して取り組むべきものについて個別ガイドラインを平成28年度までに策定し、以降も必要に応じ個別ガイドラインを順次策定するとともに、本戦略及び個別ガイドラインの見直しを行う。

2.1.2 農地情報の整備と活用

本戦略や個別ガイドラインの取組の基盤であり、農業の構造改革や新規参入の促進のみならず生産においても重要な情報の一つである農地情報については、本戦略並びに政府のオープンデータ戦略の趣旨を踏まえ、全国の農地の一元的な電子マップシステムの整備等の環境整備に着実に取り組み、上に挙げたような諸課題の解決に向けその情報の官民における利活用を促進する。

2.1.3 本戦略推進のための体制整備

農業分野全体におけるIT利活用の促進方策やこれに係る研究開発等に関する知見を関係省庁間で広く共有し、省庁間で連携した施策を推進するため、内閣官房及び農林水産省が中心となり、平成26年7月までに本戦略推進のための体制を整備する。各省において取り組もうとする関連施策は、関係省庁間で事前に情報共有を行うことにより、政府全体の取組の重複を排除し、その効果の最大限の発揮を図る。

2.2 本戦略の具体的内容と目標

農業分野全体における情報の利活用を図るため、本戦略を踏まえ策定する個別ガイドラインに基づき、我が国の農業関連情報に関しては、インターオペラビリティ（相互運用性／移植性）とデータポータビリティ（可搬性／自主運用性）の確保を原則とし、以下に示す3項目の目標を達成することを目指す。

2.2.1 農業の産業競争力向上（「AI(アグリ・インフォマティクス)農業」等の農業情報を活用したビジネスモデル構築・知識産業化)

篤農家の知恵を含む各種農業情報を活用した新たな生産方式である「AI農業」を活用したビジネスモデルを構築し、その展開を図ることで、生産予測の精緻化、安定出荷の実現、新規参入・担い手農家の早期育成、農産物の付加価値向上を図る。

2.2.2 関連産業の高度化（情報・ノウハウ等を活用した複合的な資材・サービスの展開）

農業資材・機械等の農業周辺産業において、「AI農業」等の農業情報の活用のほか、スマート農業と呼ばれる、農業機械へのセンサー搭載により圃場や収穫物に係る収集データを活用した圃場毎のきめ細かな肥料散布や、GPSによる自動走行システムを活用した農業機械の協調走行による生産性向上等の取組が検討・実現されてきている。これらの個々の情報の利活用に加え、多種多様な農業情報の流通情報・ノウハウの利活用によるソリューション展開（流通する情報・ノウハウ等を活用した複合的な資材・サービスの展開）を図る。

2.2.3 市場開拓・販売力強化（情報流通によるバリューチェーンの構築）

農場から食卓までをデータでつなぐトレーサビリティ・システムを含む情報流通の普及等により付加価値情報の流通による農産物の評価の向上を図るとともに、生産者の出荷情報の流通を通じた生産者や生産組織の客観的な評価基準の構築とその利活用等を促進し、市場からの客観的な評価の実現並びに評価を利活用した新ビジネスの創出につなげる。

3. 目標達成のための普及啓発に資する取組

3.1 情報・ノウハウの価値に関する普及啓発

農業情報が様々な価値創出等につながることを踏まえ、これら情報・ノウハウの価値、利活用方策及び不正利用に係るリスク等を既存の取組を踏まえて整理するとともに、不正利用を抑制して適正な利活用を図るための具体的な対応方策の検討と当該方策の具体化に取り組み、我が国農業分野全体における普及啓発を進める。

3.2 情報・ノウハウの海外流出防止のための留意事項に関する普及啓発

農業情報・ノウハウが様々な価値創出等につながっており、これらの海外流出を防止することが今後の農業分野全体の発展に重要であることを実証事業関係者をはじめ農業分野全体に広く周知するとともに、海外流出の防止に向けた具体的な対応方策の検討と当該方策の具体化に取り組む。

4. その他関連する取組との連携

4.1 農業の基本政策との連携

我が国の農業分野全体の産業競争力・国際競争力強化の早期実現に資するため、本戦略及び関連する取組に関しては、農業に係る各種の政府横断的な施策や農林水産省による基本政策との整合性を相互に図る。

4.2 （スマート農業を含む）先端的研究開発との連携

2.2.2.で述べたスマート農業などIT利活用の取組のみではなく、新市場の創出を含むマーケットイン型の新製品・新技術や先端的な研究開発の成果が一部の農家や生産法人だけに留まらず、我が国の農業分野全体の産業競争力強化の早期実現につながるよう、内閣官房IT総合戦略本部は、総合科学技術・イノベーション会議、農林水産技術会議等と連携し、農業ITに関する先端的研究開発の取組内容や普及方策に関する情報共有等を図る。

また、こうした取組を具体的かつ効果的に進めて行くために、新戦略推進専門調査会農業分科会として、必要に応じ政府横断的な農業分野のIT利活用の普及・促進の観

点から、関連する取組の連携や調整等について助言を行う。

4.3 その他の施策との連携

本戦略で対象とする情報は、農業分野での利活用に加え、防災、教育、新産業等の様々な領域において利活用が図られることが期待される。そこで、IT総合戦略本部による連携機能を発揮し、各省との情報共有や施策連携を図る体制を整備するとともに、これら取組によって得られた知見を政府による個別の取組へと反映させることとする。